

令和5年3月1日

低入札価格調査制度（試行）について

1 低入札価格調査制度の概要

一定の金額（低入札調査基準価格）未満の入札があった場合に、契約内容の不履行や不公正な取引となるおそれがあるか否かについて調査を行った上で、落札者を決定する制度です。調査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断された場合は、落札者となれません。

また、価格により落札者とししない基準（失格基準価格）を設定しますので、失格基準価格を下回る入札をした者は、落札者となれません。

2 対象工事

総合評価方式で発注する建設工事請負契約に適用します。

3 施行時期

令和5年3月23日以降に公告を行う対象工事から適用します。

4 低入札調査基準価格の算定方法

低入札調査基準価格は、①～④に掲げる額の合計金額（「固定型低入札調査基準価格」という。）とします。ただし、固定型低入札調査基準価格未満の金額での入札（無効とされた入札又は予定価格を超えた入札を除きます。）をした者が存在し、かつ、入札をした者が2者以上の場合の低入札調査基準価格は、入札金額の低い順に最低者から5者までの入札金額の平均額の95%の額又は固定型低入札調査基準価格のいずれか低い金額（算出した金額が、予定価格の92%を超える場合にあっては、予定価格の92%とし、予定価格の75%に満たない場合にあっては、予定価格の75%とします。）とします。

- ① 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の97%
- ② 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額の90%
- ③ 予定価格算出の基礎となった現場管理費の額の90%
- ④ 予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額の68%

5 失格基準価格の算定方法

低入札調査基準価格の95%とします。

6 注意事項

- (1) 低入札価格調査に関する事項を入札公告に記載しますのでご確認ください。
- (2) 低入札価格調査が必要となる方（落札候補者等）には、開札日に契約検査課契約係から連絡しますので、必要書類の提出をお願いします。低入札価格調査で必要となる書類は、安城市建設工事低入札価格調査試行要領で規定する「様式第1号（低入札価格理由書）」及び「工事費内訳書（明細書）」です。提出期限は、開札日翌日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の正午を原則とします。必ず入札公告でご確認ください。
- (3) 低入札価格調査が行われた場合の落札決定日は、入札公告に予定日として掲載します。ただし、低入札価格調査の結果、落札候補者が失格となり次点者の調査を行う等の場合は、落札決定日が延期することがあります。
- (4) 低入札価格調査制度では、原則、失格基準価格を設定します。失格基準価格を下回る入札をした者は、最低制限価格制度と同様に落札者となれません。
- (5) 価格競争による建設工事の入札は今までどおり、最低制限価格制度を適用します。

7 規定

安城市建設工事低入札価格調査試行要領